

利用契約書・重要事項説明書

放課後等デイサービス

社会福祉法人 桑の実会

桑の実すまいるSTATION

利 用 契 約 書

_____（以下「利用者」という）と社会福祉法人桑の実会（以下「事業者」という）は、桑の実すまいるSTATIONが利用者に対し提供する児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」（以下「指定通所支援」という）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、児童福祉法等関係法令の理念にのっとり、利用者がその有する能力及び適性に
応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づ
き利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、利用児の受給者証に記載されている給付決定期間とします。
2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費（又は介護給付費）の支
給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。
また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。ただし、期間満了の30日
（1ヶ月）前までに利用者から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、又は、第12条
により本契約が解除された場合（注：利用者からの契約解約、事業者からの契約解除の条文があ
る場合）は、本契約は終了するものとします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する
生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。
2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同
意を得ることとします。
3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6ヶ月に1回以上個別
支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用
者又はその保護者に説明をし、文書により同意を得ることとします。

（利用料金）

第4条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する指定通所支援等の給付費に対して、利用者負
担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受
給者証」に記載されている負担上限月額が、利用者の1ヶ月の負担上限額となります。）を事
業者に支払います。なお、給付費の額については、事業者が市町村から代理受領いたしますの
で、利用者が直接支払う必要はありません。
2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所
定の料金を業者に支払います。
3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金につ
いて説明を行い、利用者の同意を得ることとします。

（利用料の支払い方法）

第5条 利用者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ご

とに事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書を、別「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者にお渡しします。
- 3 利用者は、請求があった利用料金について、別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者に支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を交付します。

(説明義務)

第6条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

第7条 事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、安全確保に配慮します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第8条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は、利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

協力医療機関：くわのみクリニック (皮膚科)

〒359-1145 所沢市山口1850-8 ☎04-2935-7733

くわのみ本郷クリニック (内科・小児科・整形外科)

〒359-0022 所沢市本郷268-1 ☎04-2946-8890

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 (虐待防止に関する責任者：山田 綾子)
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

第10条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

- 2 事業者は、他の指定通所支援事業者・指定障害サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第11条 利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、利用者又はその家族に文章で報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し、不利

益となるような対応はいたしません。

(契約の終了)

第12条 利用者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第10条に定める（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけたもしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合
- (6) 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合
- (7) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第13条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をするものとします。

3 事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- (1) 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

(協議事項)

第14条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法の関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。また、重要事項説明書の説明を受け、了承いたしました。

契約日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 社会福祉法人 桑の実会
桑の実すまいるSTATION
事業者住所 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2835-2
代表者氏名 理事長 濱野 賢一 印

契約者

住所 _____
保護者名 _____ 印
児童氏名 _____

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、利用者に対して事業を提供するうえで、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 桑の実会
- (2) 法人所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2835-2
- (3) 電 話 番 号 04-2921-1160
- (4) 代表者氏名 理事長 濱野 賢一
- (5) 設立年月日 昭和51年6月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の開始日 平成27年2月1日
- (2) 事 業 内 容
 障害児通所支援
 ・放課後等デイサービス（埼玉県指定第 1152500268 号）
- (3) 事業所の名称 桑の実すまいるSTATION
- (4) 事業所所在地 埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-12
- (5) 電 話 番 号 04-2921-1165
 090-7245-1808（直通）
- (6) 管理者 医師 菅原 修
- (7) 当事業所の運営方針

利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うことを目的とする。

3. 職員数・勤務状況

当事業所では、各事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については、児童福祉法の指定基準を遵守しています。

〈職員数〉

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1人	0人	事業所業務管理
児童発達支援管理責任者	1人	0人	サービス提供管理
児童指導員または保育士	2人以上 ※内常勤 1名以上	0人	放課後等デイサービス業務
機能訓練担当	随時		リハビリ指導

※上記の職員数は、利用人数及び事業を進める上で変動する場合があります。

4.事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

居室・設備	数	備考
指導訓練室	1 室	29.99 m ²
事務室	1 室	3.75 m ²
トイレ	1 室	1.62 m ²
相談室	1 室	27.36 m ²

※上記は、埼玉県が定める基準により必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

5.事業所が提供するサービス内容

放課後等デイサービス

放課後や学校休業日等に就学児童の通園により、社会適応訓練や自立訓練的な活動を行うサービスです。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日とする。

ただし、12月30日から1月3日と、国民の祝日、管理者の定める日を除く

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

- (3) サービス提供時間

学校休業日以外 放課後から午後5時

学校休業日 午前9時から午後4時までとする。

- (4) 定員 10人

- (5) 通常の事業の実施地域は、所沢市内とする。

- (6) 日 課

学校お迎え	2時20分
帰所・おやつ	3時
集団療育指導	3時半
帰りの会	4時半
送迎	5時

- (7) 療育指導

個別支援計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、外出等での地域交流の機会、余暇等の提供を行います。

- (8) 専門職による指導

作業療法士等の専門職からの指導を希望に応じて実施します。

- (9) 送迎サービス

送迎サービスについては、事業者と保護者双方同意書の下で、実施するものとする。

6.サービス利用料金（利用契約書 第7条参照）

- (1) 定率負担額（1割相当）

その料金は【別表1】通所支援利用料金表のとおりです。

※利用者負担上限額管理加算とは

通所支援並びに障害福祉サービスの定率負担額（1割相当）には上限が定められており（【別表1の2】利用者負担上限月額のとおり）、1ヶ月にその上限を超えた場合は支払わなくてもよいこととなっております。その上限を管理する事業所として、利用者のご希望により当事業所を利用者負担額の上限管理事業所に選任され、尚且つ当事業所以外に他事業所を利用して連絡等を行った場合には、その加算額の1割相当をお支払いいただきます。

（2）実費

定率負担額以外の、食材費・外出経費などの費用は給付費支給の対象ではありませんので、それに要した実費の料金を【別表2】実費料金表のとおりいただきます。なお、実費が多く発生する外出等の場合、その都度保護者へ説明を行い、了解を得た場合に実施します。

（3）サービス利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、保護者に対し合計額の請求書を、翌月の25日頃に所定の方法により発行・交付し、翌々月の13日に自動引き落としされます。

利用料金の支払いを受けたときは保護者に対して、領収証を発行し、所定の方法により交付します。

7.利用日のキャンセル・変更及びその料金

利用予定日の前に利用をキャンセル・変更することができます。この場合には利用予定日の前日12時までに事業者申し出てください。キャンセル料として【別紙3】キャンセル料の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の健康上（体調不良等）やむをえない場合のキャンセル料はいただきません。

なお、放課後等デイサービスにて欠席時対応加算を算定した場合のキャンセル料はいただきません。

8.サービスの利用に関する留意事項

受給者証の確認（利用契約書 第4条参照）

「住所」及び「支給量」「障害の程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。

9.サービス実施の記録について

（1）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記載したサービス内容などを記録したサービス提供書を記録して翌月にお渡しいたします。ほか、日時を記録した実績記録票にもその都度押印をお願いいたします。なお、個別支援計画書及びサービス提供書、実績記録票はサービス提供日より5年間保存します。

（2）ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいてご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

10.損害賠償保険への加入（利用契約第14条参照）

本事業者は、損害賠償保険に加入しています。

保 険 種 類 賠償責任保険・傷害保険
保障の概要 事業者の責任により発生した事故によるケガ等

1 1. 協力医療機関

本事業所では、下記の病院に非常時対応等の協力の確認を頂いています。

病 院 名 くわのみ本郷クリニック
住 所 所沢市本郷268-1
対 応 時 間 9:00～12:00、14:00～17:00

※主治医がいる場合は、その連絡先を事前に把握して連絡いたします。

1 2. 苦情の受付について

(1) 本事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係〈苦情受付窓口（担当者：山田 綾子 TEL090-7245-1808）〉

○苦情解決責任者：柳戸 勇樹 TEL04-2921-1165

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員一覧〉

小川 京子 TEL090-2237-2946

高橋 廣成 TEL090-3068-4002

(3) 行政機関その他の苦情受付機関

埼 玉 県 運 営 適 正 化 委 員 会 TEL048-822-1243
〒330-8529
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
受付時間 月曜日から金曜日（9時から4時）

所沢市こども未来部こども福祉課 TEL04-2998-9223
〒359-8501
所沢市並木1-1-1
受付時間 月曜日から金曜日（8時半から5時15分）

令和 年 月 日

桑の実すまいる S T A T I O N の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

代 表 者 名 _____ 印

説 明 者 職 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、桑の実すまいる S T A T I O N の提供開始に同意しました。

利用者及びその家族 利 用 者 _____ 印

保護者・付添人 _____ 印

通所支援利用料金

【別表 1】

○放課後等デイサービス

(1日につき)

放課後等デイサービス（定員 10 人）			区分 2：放課後に受け入れ	区分 2：609 単位	
			区分 3：学校休業日（長期休暇等）のみ	区分 3：666 単位	
	児童指導員等加配 加算	（1）常勤専従・経験 5 年以上		187 単位／日	
		（2）常勤専従・経験 5 年未満		152 単位／日	
		（3）常勤換算・経験 5 年以上		123 単位／日	
		（4）常勤換算・経験 5 年未満		107 単位／日	
		（5）その他の従業員を配置		90 単位／日	
	家庭支援加算（Ⅰ） （月 4 回を限度）	イ：居宅を訪問（1 時間以上）		300 単位／回	
		ロ：居宅を訪問（1 時間未満）		200 単位／回	
		ハ：事業所で対面		100 単位／回	
		ニ：オンライン		80 単位／回	
	家庭支援加算（Ⅱ） （月 4 回を限度）	イ：事業所で対面		80 単位／回	
		ロ：オンライン		60 単位／回	
	福祉専門職員配置等 加算	イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）		15 単位／日	
		ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）		10 単位／日	
	強度行動障害児支援 加算	イ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）		200 単位／日	
		ロ 強度行動障害児支援加算（Ⅱ）		250 単位／日	
	個別サポート加算 （Ⅰ）	イ ケアニーズの高い障害児に支援を行った場合		90 単位／日	
		ロ 著しく重度の障害児に支援を行った場合		120 単位／日	
	欠席時対応加算（Ⅰ）（急病等により急にキャンセルした場合。月 4 回まで）				94 単位／回
	送迎加算（自宅と事業所の間を送迎した場合）				54 単位／片道
	利用者負担上限管理加算（1 ヶ月内の利用者負担上限管理を行った場合）				150 単位／回
	①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				所定単位×8.4%
	②福祉・介護職員等特定処遇加算（Ⅰ）				所定単位×1.3%
	③福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位×2.0%
	④福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位×13.4%	
		ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位×13.1%	
		ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位×12.1%	
		ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位×9.8%	
合計利用料金（1 日）			円		

①～③ : 令和 6 年 5 月 31 日までの算定となります

④ : 令和 6 年 6 月 1 日からの算定となります

要件に応じイ～ニのいずれか 1 つとなります。

【別表１の２】**利用者負担上限月額**

世帯の年収	上限月額
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	０円
年収約８９０万まで	４，６００円
年収約８９０万以上	３７，２００円

【別表２】**実費料金表**

項目	説明	料金
外食代・弁当代	外食や購入した弁当等	かかった費用
外出時の実費	施設入館料・電車代等	かかった費用
その他	利用者に負担いただくことが適当である諸費用	

【別表３】**キャンセル料**

○健康上によるもの	無料
○利用予定日の前日１２時までに申し出があった場合	
○健康上以外で、利用予定日の前日１２時以降に申し出があった場合	障害児通所給付費の５割

※放課後等デイサービスにて、欠席時対応加算を算定した場合はキャンセル料を頂きません。